

宮医発第 260 号
令和 5 年 5 月 2 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後の入院調整について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部より別紙のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更後の入院調整につきましては、病床確保を含む行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行することになります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知いただきますとともに、貴会会員医療機関へのご周知方につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(電子メール施行)

令和5年4月28日

宮城県医師会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の入院調整について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり医療機関宛て通知していますので御承知いただくとともに、郡市医師会宛て周知いただきますようお願いいたします。

仙台医療圏各医療機関の長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症
医療調整本部長 張替 秀郎

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の入院調整について（通知）

新型コロナウイルス感染症患者への診療対応につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日をもって新型インフルエンザ等感染症（2類感染症相当）から5類感染症に変更され、今後の医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、医療圏を問わない、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行いたします。また、入院調整についても、病床確保を含む行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行することになります。

つきましては、円滑な移行を推進するため、最長9月末まで行政による支援を行うこととし、5月8日以降の入院調整については下記のとおり進めてまいりたいと考えておりますので、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、位置づけ変更に伴い、現在実施している当医療調整本部に係る2類感染症相当の各種対応については終了となりますので、御承知願います。

記

1 5月8日以降の入院調整について

5月8日以降の入院調整については、コロナ患者の重症度にかかわらず、まずは医療機関間での調整をお願いします。調整に当たっては、国の医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により受入可能病床のある医療機関が確認できますので、御活用願います。

また、G-MIS を閲覧できない環境にある医療機関においては、G-MIS 上の受入可能病床等の情報を提供する「新型コロナ医療機関情報センター」を御活用願います。なお、「新型コロナ医療機関情報センター」では入院調整は行いませんので御承知願います。

<G-MIS について>

ログイン画面 (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>)

- 入院受入医療機関の空床情報を検索でき、効率的な入院調整が可能です。
- マッチング機能は備えておらず、最終調整は電話でのやり取りとなります。
- 空床情報は5月8日以降に閲覧可能となる見込みです。



<新型コロナ医療機関情報センターについて> 5月8日～

対応日時：8時30分から17時まで（土日祝日含む）※当面の間

提供情報：受入可能病床のある医療機関に関する情報

連絡先：仙台市内に所在する医療機関：
仙台市以外に所在する医療機関：

2 入院受入体制等について

(1) 5月8日以降、確保病床を有する医療機関

他医療機関からのコロナ患者の入院受入要請に対して御対応をお願いいたします。

(2) 確保病床を有していない医療機関

自院で発生したコロナ患者の治療継続をお願いするとともに、他医療機関からの患者受入要請に対しても可及的に御対応いただきたく存じます。

(3) 現時点で受入困難の医療機関

自院で発生したコロナ患者の治療継続をお願いします。

3 入院受入調整困難時の行政による支援について

当面の間（最長9月末）、県・仙台市が共同設置する「新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部」による入院調整を継続しますので、以下に該当する場合に御相談いただくことが可能です。

「移行期医療調整本部」による入院調整のための病床は、日中1床・夜間2床となります。やむを得ない場合の緊急避難的な調整に限定されるため、御相談いただいても調整できない場合があることをあらかじめ御了承願います。

なお、現在は感染症法に基づく入院勧告・措置に付随する業務として、保健所等の行政機関が入院調整を行っておりますが、位置づけ変更後はこうした法令上の根拠がなくなることから、保健所等へ御相談いただく際は、患者情報を行政と共有することについて、患者の同意取得が必要となりますので御留意ください。

<相談要件>

- ・「中等症Ⅱ以上」かつ「3か所程度」の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない場合
- ・「中等症Ⅱ以上」かつ「3か所程度」の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない妊婦・小児・透析の相談
- ・患者情報を行政と共有することについて、患者の同意が得られていること

<移行期医療調整本部について>

対応時間：8時30分から17時まで（土日祝日含む）※当面の間

○仙台市内に所在する医療機関

仙台市保健所感染症対策室

○仙台市以外に所在する医療機関

平日：医療機関の所在地を管轄する保健所

塩釜保健所

塩釜保健所岩沼支所

塩釜保健所黒川支所

土日祝：宮城県新型コロナ調整室

各医療機関の長 殿
(仙台医療圏を除く)

宮城県新型コロナウイルス感染症
医療調整本部長 張替 秀郎

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の入院調整について (通知)

新型コロナウイルス感染症患者への診療対応につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日をもって新型インフルエンザ等感染症(2類感染症相当)から5類感染症に変更され、今後の医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、医療圏を問わない、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行いたします。また、入院調整についても、病床確保を含む行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行することになります。

つきましては、円滑な移行を推進するため、最長9月末まで行政による支援を行うこととし、5月8日以降の入院調整については下記のとおり進めてまいりたいと考えておりますので、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、位置づけ変更に伴い、現在実施している当医療調整本部に係る2類感染症相当の各種対応については終了となりますので、御承知願います。

記

1 5月8日以降の入院調整について

5月8日以降の入院調整については、コロナ患者の重症度にかかわらず、まずは医療機関間での調整をお願いします。調整に当たっては、国の医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)により受入可能病床のある医療機関が確認できますので、御活用願います。

また、G-MISを閲覧できない環境にある医療機関においては、G-MIS上の受入可能病床等の情報を提供する「新型コロナ医療機関情報センター」を御活用願います。なお、「新型コロナ医療機関情報センター」では入院調整は行いませんので御承知願います。

<G-MISについて>

ログイン画面 (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>)

- 入院受入医療機関の空床情報を検索でき、効率的な入院調整が可能です。
- マッチング機能は備えておらず、最終調整は電話でのやり取りとなります。
- 空床情報は5月8日以降に閲覧可能となる見込みです。



<新型コロナ医療機関情報センターについて> 5月8日～

対応日時：8時30分から17時まで(土日祝日含む) ※当面の間

提供情報：受入可能病床のある医療機関に関する情報

連絡先：仙台市内に所在する医療機関 :

仙台市以外に所在する医療機関 :

2 入院受入体制等について

(1) 5月8日以降、確保病床を有する医療機関

他医療機関からのコロナ患者の入院受入要請に対して御対応をお願いいたします。

(2) 確保病床を有していない医療機関

自院で発生したコロナ患者の治療継続をお願いするとともに、他医療機関からの患者受入要請に対しても可及的に御対応いただきたく存じます。

(3) 現時点で受入困難の医療機関

自院で発生したコロナ患者の治療継続をお願いします。

3 入院受入調整困難時の行政による支援について

保健所への相談は「中等症Ⅱ以上」かつ複数の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない場合や、「中等症Ⅱ以上」かつ「3か所程度」の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない妊婦・小児・透析の相談が対象となります。

なお、現在は感染症法に基づく入院勧告・措置に付随する業務として、保健所等の行政機関が入院調整を行っておりますが、位置づけ変更後はこうした法令上の根拠がなくなることから、保健所等へ御相談いただく際は、患者情報を行政と共有することについて、患者の同意取得が必要となりますので御留意ください。